

身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

発達支援センター ひなたぼっこ

1 身体拘束等の適正化について

(1) ひなたぼっこの基本的な考え方

① 身体拘束の原則禁止

身体的拘束は利用児の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。ひなたぼっこは、児童一人の、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営するので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

- ・体を動かさないように押さえつけたり、椅子から立ち上がれないように方などを押さえつけたりする。
- ・鍵をかけた部屋に閉じ込める。
- ・無理やり体を引っ張る。

② 目指すべき目標

ひなたぼっこでは、身体拘束が必要な状況になると想定される児童には、あらかじめ支援計画にその旨を記入し、本人・保護者に説明することとします。現時点では、対象児童はいません。

また、3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると、委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も、高速の介助に向けて取り組みます。

(2) ひなたぼっことしての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

- ① 利用児の理解と基本的な支援の向上により、身体拘束リスクを除きます。身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。
- ③ 身体拘束適正化のために本人・保護者と話し合います。

主訴や問題行動の状況から、効果的な支援方法について話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため、体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束適正化検討委員会を設置し、ひなたぼっこで身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。

委員会は、毎年一回以上開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

管理者	折目 泰子	看護師	大張 博代
心理士	藤園佐智世	作業療法士	岩朝 麻里

(3) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件（切迫性・非代替性・一時性）の再確認
- ③身体拘束を行った・行う可能性がある児童がいる場合
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、合わせて、利用の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束以外の支援方法の実施を検討します。
- ④（身体拘束を開始する検討が必要な利用児がいる場合）3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合、保護者・主治医・関係機関との協議を行います。
- ⑥家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑦意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見通し
- ⑧今後の予定（研修や次回開催について）
- ⑨協議内容のまとめと共有

(4) 記録及び周知

委員会での検討事項・内容については、必ず記録して全職員に周知するほか、利用児の保護者・主治医・関係機関等に説明します。

3 身体拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のためすべての職員について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用児本人又は他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)

(2) 要件合致確認

利用児の態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会です定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用児の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 この方針の閲覧について

この方針は、ひなたぼっこホームページに掲載すると共に、事務室前のファイルに保存し、利用児やその保護者が閲覧できるようにします。

令和5年8月31日